

○児童福祉法等の一部改正に伴い、市町村の体制強化として、市町村の要保護児童対策地域協議会（**図表22**）の調整機関への専門職の配置の義務付け等がなされた。

図表22 要保護児童対策地域協議会の設置状況

◆平成28年4月1日時点で、全国市町村の99.2%に設置されている。

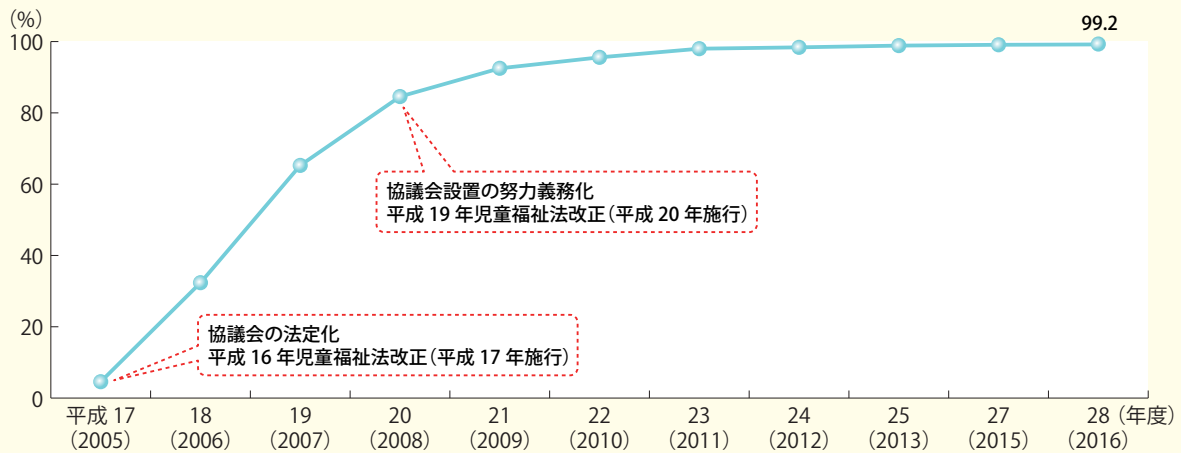
(1) 要保護児童対策地域協議会の設置状況

(単位：市町村)

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	28年度
市町村数	111	598	1,193	1,532	1,663	1,673	1,587	1,714	1,722	1,726	1,727
割合	4.6%	32.4%	65.3%	84.6%	92.5%	95.6%	98.0%	98.4%	98.9%	99.1%	99.2%

※各年度4月1日時点（27年度は28年2月1日時点）。23年度については、東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県を除く。

(2) 要保護児童対策地域協議会の設置率の推移



(出典) 厚生労働省資料

○児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、平成28（2016）年4月に、音声ガイダンスの内容を見直し、児童相談所につながるまでの平均時間を約70秒から約30秒へ短縮した。

○警察では、街頭補導や相談活動、通報、事件捜査・調査を通じて、児童虐待事案の早期発見・被害児童の早期保護に努めており、関係機関との連携を強化しながら子供の安全の確認と確保を最優先とした対応を行っている。

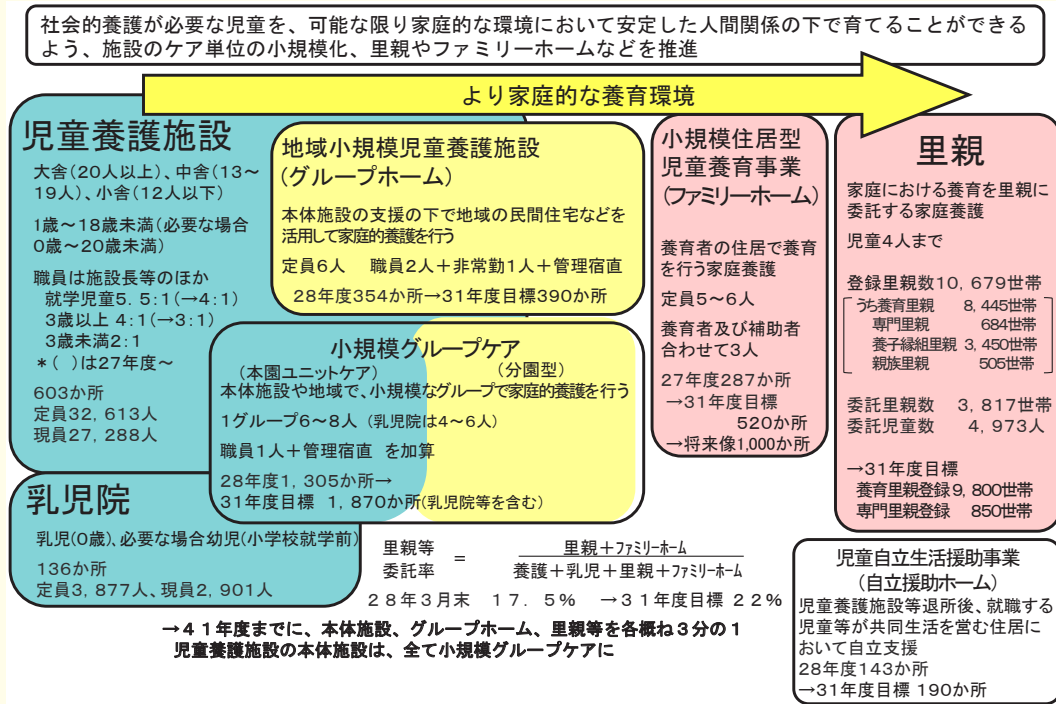
○法務省の人権擁護機関は、児童虐待事案の情報を認知した場合は、事案に応じて、児童相談所などと連携し、子供を一時保護させたり、加害者に対して説示を行うなど適切な対応をとり、被害を受けた子供の救済に努めている。

(社会的養護の現状と課題)

○厚生労働省は、ケア形態の小規模化を図るため、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施や、グループホームの設置を進めており、関係者に対して小規模化の意義や課題の周知を図っている。

○平成27（2015）年度から平成41（2029）年度末までの15年間に、「本体施設入所児童の割合」、「グループホーム入所児童の割合」、「里親・ファミリーホームへの委託児童の割合」をそれぞれおおむね3分の1ずつにしていく「都道府県推進計画」を策定しており、計画に基づいた取組が開始されている（**図表23**）。

図表 23 施設の小規模化と家庭的養護の推進



(出典) 厚生労働省

※「31年度目標」は、少子化社会対策大綱

登録里親数、委託里親数、FHホーム数、委託児童数は、平成28年3月末福祉行政報告例。

施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の数、平成27年10月1日家庭福祉課調べ。

(里親委託・里親支援の推進)

○厚生労働省は、里親支援機関事業や、児童養護施設と乳児院への里親支援専門相談員の配置により、地方公共団体における里親委託推進に向けた取組を促しているほか、毎年10月を里親月間として定め、里親制度の普及促進に係る集中的な取組が地域の実情に応じてなされるよう要請している。

(施設退所児童等の自立支援策の推進)

○厚生労働省は、社会的養護の下で育った子供の自立への支援の充実を図るため、家賃相当額や生活費の貸付を行う事で安定した生活基盤を築くための「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」の創設等を実施している。

(施設機能の充実)

○厚生労働省は、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5つの施設運営指針、里親及びファミリーホーム養育指針、第三者評価の基準により、施設運営の質の向上を図っている。

(被措置児童等に対する虐待の防止)

○厚生労働省は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」により、被措置児童等への虐待の防止を図っている。

2 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

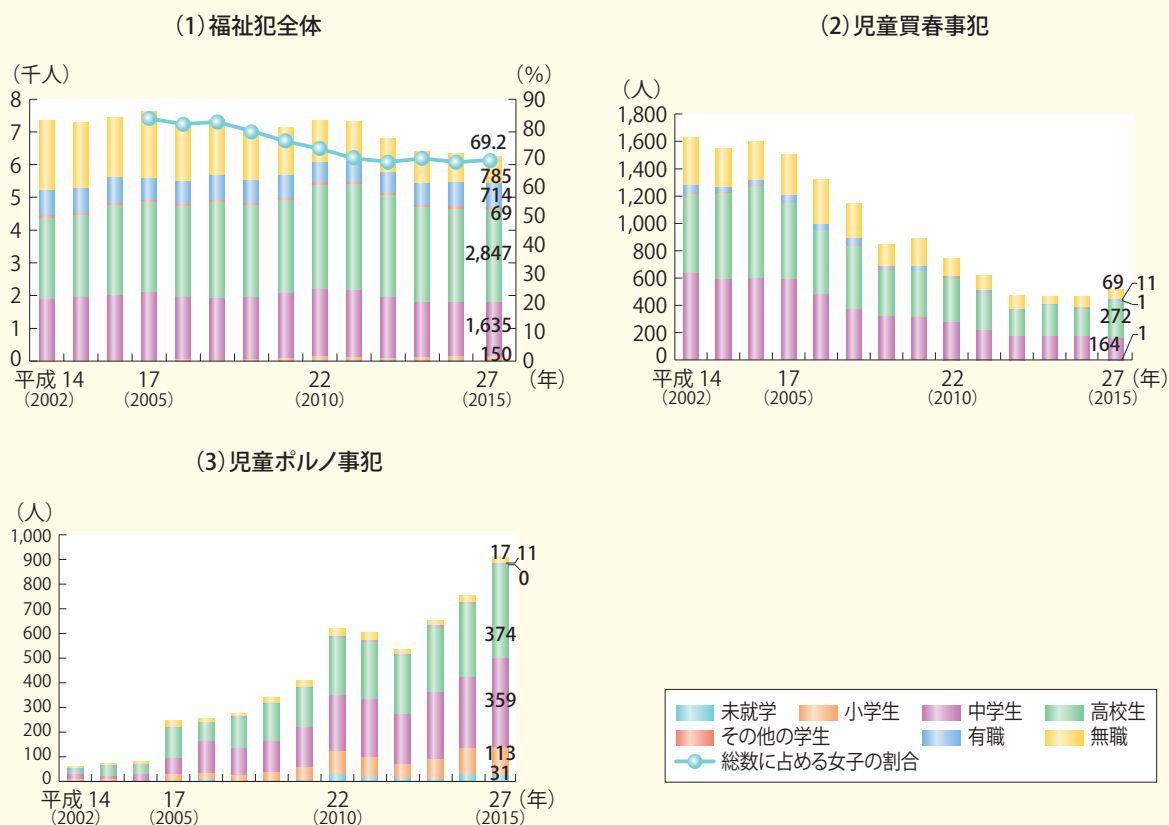
(1) 取締り

- 警察は、積極的な取締りと被害者の発見保護に努めている。
- 検察は、積極的に関係法令を適用し、厳正な科刑の実現に努めている。

(2) 児童買春・児童ポルノ問題

図表24 福祉犯の被害に遭った20歳未満の者

- ◆福祉犯の被害者となった20歳未満の者は、このところ減少している。
- ◆全体として児童買春事犯の被害者が減少傾向にある一方、児童ポルノ事犯の被害者は増加傾向にある。



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」

(注) 児童ポルノ事犯については、各年に新たに特定された被害児童数を計上。これ以外に、被害児童を特定できない画像について年齢鑑定を実施して立件する場合もある。

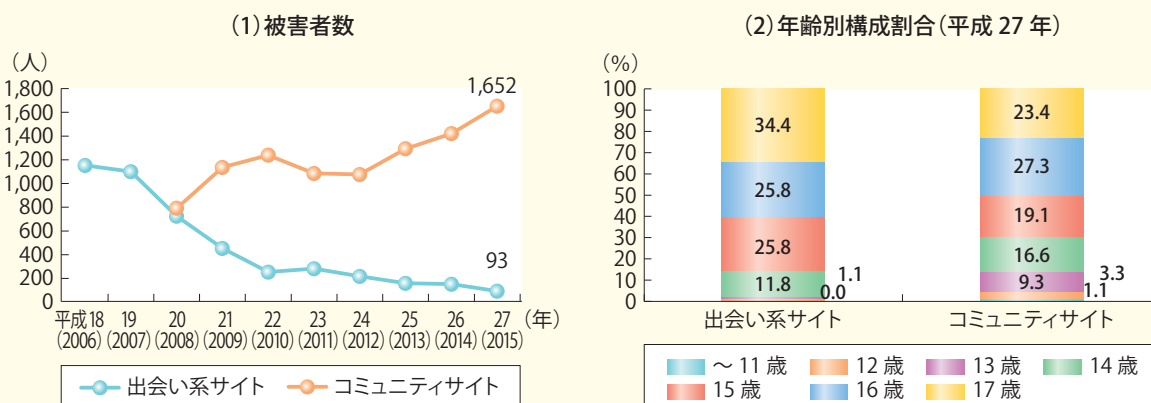
- 平成26 (2014) 年6月、児童買春・児童ポルノ禁止法が一部改正され、平成27 (2015) 年7月から自己の性的好奇心を満たす目的での所持・保管罪について適用が開始された。
- 政府では、平成28 (2016) 年4月以降、国家公安委員会が児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害に係る対策の総合調整等をつかさどることとなった。また、犯罪対策閣僚会議の下に「児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議」(議長：国家公安委員会委員長)を設置して、こうした被害を撲滅するため、今後3年間を視野に、政府として取り組むべき対策を多角的かつ包括的に規定する基本計画を策定した。また、官民一体となって、総合的な活動を推進するため、平成28年度より、関係する民間団体等及び行政機関から構成される「児童の性的搾取等撲滅対策推進協議会」(事務局：警察庁)が開催されている。
- 内閣府及び警察庁は、平成28年11月、児童ポルノ排除対策公開シンポジウムを開催し、児童ポルノをはじめとした子供の性被害の根絶に向けた国民運動の輪が更に広がるよう呼び掛けを行った。
- 警察は、児童買春・児童ポルノ禁止法による積極的な取締りなどを行っている。

(3) 出会い系サイトやコミュニティサイトの問題

○警察では、子供が援助交際を求めるなどのインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った子供と接触して直接注意・助言を行うサイバー補導を推進している。

図表 25 出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の被害に遭った18歳未満の者

- ◆出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った18歳未満の者が減少する一方、SNSなどのコミュニティサイトを起因として犯罪被害に遭う者の増加が続いている。
- ◆出会い系サイトに比してコミュニティサイトでは、より低年齢の被害者が多い。



(出典) 警察庁「出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」

(4) 子供の犯罪被害の防止

(学校における安全管理)

○文部科学省は、「第2次学校安全の推進に関する計画」(平成29年3月閣議決定)に基づき、学校における安全管理を推進している。また、元警察官などからなるスクールガード・リーダーによる学校の巡回等を行っている。

(関係機関・団体からの情報の活用)

- 警察庁は、法務省から子供を対象とした暴力的な性犯罪に係る受刑者の出所情報の提供を受け、犯罪の予防や捜査の迅速化への活用を図っている。
- 警察は、子供が被害に遭った事案や、子供に対する犯罪の前兆と思われる声掛けやつきまといの発生に関する情報が、迅速に保護者などに対して提供されるよう、警察署と学校・教育委員会との間で情報共有体制を整備している。

3 犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応

- 警察は、少年補導職員による指導助言や被害者に対するカウンセリングを継続的に行っている。
- 文部科学省は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関とのネットワークを活用するなど多様な支援方法を用いて、被害を受けた子供の立ち直りを支援する活動を推進している。